

専決処分第 22 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決する。

平成 23 年 10 月 3 日

四万十町長 高瀬 満伸

工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

区 分	変 更 前	変 更 後
1. 工 事 名	平成 23 年度 四万十町窪川 B & G 海洋センタープール棟 改修工事（建築主体工事）	同 左
2. 工 事 場 所	四万十町本堂地内	同 左
3. 契 約 金 額	67,200,000 円	69,604,500 円
4. 契約の相手方	高知県高岡郡四万十町琴平町 15-16 有限会社 三浦建設 代表取締役 三浦 新平	同 左